

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）別表第 1 第 33 項の表備考 1 の規定に基づき、防災・減災 FM ラジオ中継局の使用料を次のように定め、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

防災・減災 FM ラジオ中継局における行政財産の使用料

使用目的	単位	使用料		
		県和歌山 FM 中継局	県御坊 FM 中継局	県田辺 FM 中継局
防災・減災 FM ラジオ中継局	1 年につき	643,961 円	278,057 円	285,871 円

備考

- 1 使用期間が 1 年に満たないとき、又は使用期間に 1 年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1 月に満たない端数があるときは、1 月として計算する。
- 2 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）別表第 1 第 33 項の表備考 1 の規定に基づき、防災・減災 FM ラジオ中継局の使用料を次のように定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

防災・減災 FM ラジオ中継局における行政財産の使用料

使用目的	単位	使用料		
		県新宮 FM 中継局	県串本 FM 中継局	県九度山 FM 中継局
防災・減災 FM ラジオ中継局	1 年につき	276,363 円	84,525 円	65,405 円

備考

- 1 使用期間が 1 年に満たないとき、又は使用期間に 1 年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1 月に満たない端数があるときは、1 月として計算する。
- 2 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。